

ふじよしだ

第135号

# 議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>



市民スポーツフェスタ 2016

# 9月定例会

## 平成27年度決算を認定

### 一般会計歳出総額は

202億

5725万4355円

平成28年9月定例会は、9月7日開会され、24日間の会期を終えて、9月30日に閉会しました。

この定例会では、審議に先立ち、決算特別委員会の委員を選任し、委員会が構成されました。

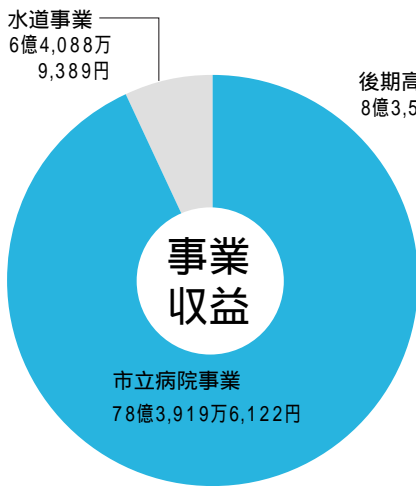
議案は、平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出、市立病院事業会計、水道事業会計の3件の決算認定などの外、一般会計継続費精算報告書など報告5件、学校給食センターの設置及び管理に関する条例などの一部改正2件、住居表示の実施に伴う関係条例の整理について1件、合計13件の市長提出議案などに加え、「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書」の提出を求める請願1件、それに付随した意見書1件、合計15件をすべて認定、可決、採択しました。

また、辞職に伴う富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙を行いました。

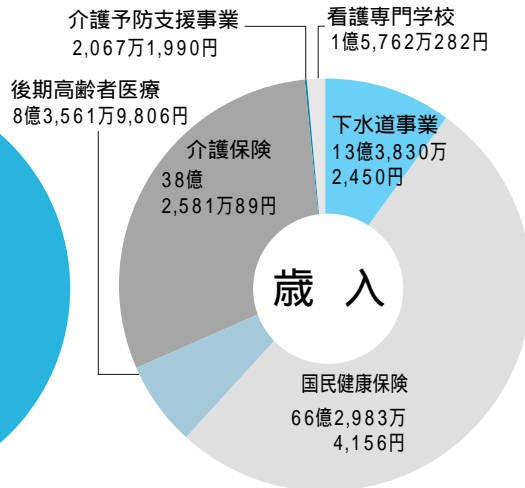
市政に対する一般質問は、5人の議員が行いました。

# 決算報告

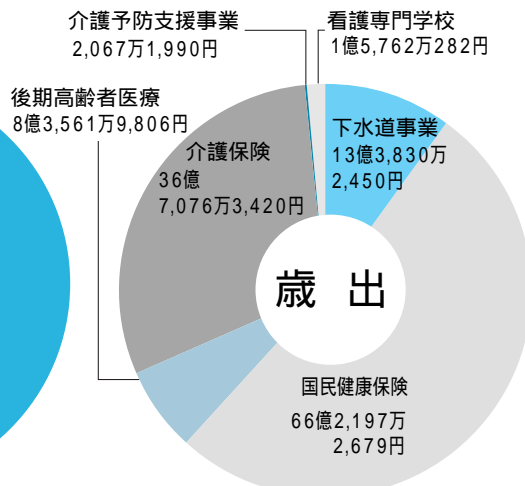
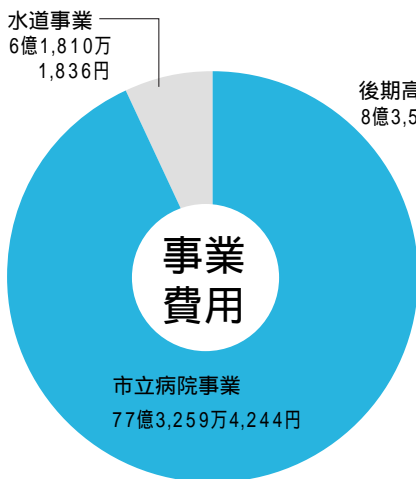
## 事業会計



## 特別会計



## 一般会計



# 議会の動き

## 議員合同研修会

八月十日に山梨県市議会議長会主催による合同研修会が昭和町のアピオ甲府にて開催され、同志社大学大学院教授・新川達郎先生を講師に、「議会・議員の役割と今後の活性化に向けて」の講演が開催され、議員としての見聞を広げました。



## 人事案件

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員補欠選挙

渡辺 大喜（下吉田区域）

## 議案審議

### 報告案件・即決案件の内容

報告第9号

継続費精算報告書について

（平成27年度富士吉田市

一般会計予算）

【内容】

平成26年度から平成27年度までの2か年で実施いたしました景観計画策定事業について、事業が終了したため、継続費の精算報告がなされました。

報告第10号

健全化判断比率について

【内容】

本市の財政は、健全に運営されている旨報告されました。

報告第11号

資金不足比率について

（富士吉田市下水道事業

特別会計）

【内容】

資金不足に至っていない旨

報告されました。

報告第12号

資金不足比率について

（富士吉田市立病院事業会計）

【内容】

資金不足に至っていない旨報告されました。

報告第13号

資金不足比率について

（富士吉田市水道事業別会計）

【内容】

資金不足に至っていない旨報告されました。

議案第57号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について

【内容】

議員全員による提案により本市議会から政府に対して30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るため

《編集委員会》

委員長 横山勇志

副委員長 渡辺新喜

委員 渡辺利彦 戸田 元

桑原守雄 羽田幸寿

9月定例会 会期日程	
日程	内容
9月7日	本会議 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託 （開会）
15日	本会議 市政一般質問
20日 21日 23日	決算特別委員会 付託議案の審査 総務経済委員会 付託議案の審査
26日	文教厚生委員会 付託議案等の審査
27日	本会議 各委員長からの報告 議案の追加提案 （議員提案含む） 各議案の採決 富士吉田市外二ヶ村 恩賜県有財産保護組合 議員の補欠選挙について （閉会）
30日	

# 委員会の審査から

決算特別委員会 総務経済委員会 文教厚生委員会

## 決算特別委員会

審査案件  
議案第49号  
平成27年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

議案第50号  
平成27年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について

議案第51号  
平成27年度富士吉田市水道事業会計決算認定について

以上、3議案について、審査するにあたり、次の10名の議員で構成される決算特別委員会を設置し、審査を行いました。

- 委員長 太田 利政
- 副委員長 羽田 幸寿
- 委員 奥脇 和一
- 戸田 元
- 桑原 守雄
- 渡辺 貞治
- 前田 厚子
- 勝俣 大紀
- 宮下 宗昭
- 渡辺 新喜

審査にあたり、提出のあった予算の執行実績及び主要施策の成果報告書を参考として、予算が公正、適法かつ能率的、合理的に執行されているかどうか、その結果どのような行政効果をあげたか、また、その施策が住民福祉の向上に適合し

たものであったかどうか、財政事情についてはどうであったかなどを重点に詳細に審査いたしました。

審査結果  
平成27年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定

一般会計  
平成27年度の一般会計決算は、予算現額222億3798万9968円に対し、収入済額215億8995万6100円、支出済額は202億5725万4355円で、歳入歳出差引額は13億3270万1745円となり、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額7億831万8708円を差し引くと、実質収支額は6億2438万3037円となっております。前年度に比較して1849万8561円の増となっております。

実質収支額のうち、3億2千万円は財政調整基金へ積立て、3億438万3037円が翌年度へ繰り越されておられ、妥当と認められますので、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、一般会計の歳出の審査の中で、企画費の慶應義塾大学連携事業について、ここ10年間の事業を検証す

る中で、事業の成果がわかりにくくなっているため、市民にわかりやすい事業を推進し、また周知して欲しいとの要望がありました。老人福祉センター費において、老人福祉センター付設作業所及び駐車場の整備に伴い、今後、新倉山浅間公園を訪れる観光客のために、作業所内のトイレを観光客と共用できるようにして欲しいとの要望がありました。

商工業振興費のプレミアム商品券発行事業について、今後実施する予定がある場合は、経済効果を拡大するために、市外にもプレミアム商品券を発行し、市内に訪れる観光客も使えるような施策をとっていただきたいとの要望がありました。

高速度道路等対策費の中で、(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジの予定どおりの供用開始をお願いするとともに、市道小見見上暮地線の拡幅工事等も出来る限り早期に進めていただきたいとの要望がありました。

また、近隣住民に對しての防音対策を施していただくよう、市から建設主体である中日本高速道路株式会社等に対して要請して欲しいとの要望がありました。

補助道路整備事業費の、大明見下の水線整備事業における、市道見留目小原線

との交差点に信号機を設置するよう、強い要望がありました。

公園費の中で、新倉山浅間公園の桜の木の管理について、木の樹齢を踏まえ、植え替えの時期を検討するなど計画的に管理して欲しいとの要望がありました。

防災費の中で、福祉避難所の備蓄消耗品を計画的に整備すること推進するとともに、今後、新たに提携する福祉避難所がある場合には報告して欲しいとの要望がありました。

一般会計総括質疑の中で、人口減少・少子高齢化の進展に伴い、今後、33地区の自治会役員のみならず、懸念される中、来年度予算編成に向けて報酬の支払い等何らかの対策を講じて欲しいとの要望がありました。

特別会計  
平成27年度の下水道事業特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに13億3830万2450円となっております。

次に、国民健康保険特別会計決算であります。歳入総額66億2983万4156円に対し、歳出総額は66億2197万2679円であり、歳入歳出差引額は786万1477円となり、実質収支額も同額となっております。

実質収支額のうち、400万円は財政調整基金へ積

立て、386万1477円が翌年度へ繰り越されております。

次に、後期高齢者医療特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに8億3561万9806円となっております。

次に、介護保険特別会計決算であります。歳入総額38億2581万89円に対し、歳出総額は36億7076万3420円であり、歳入歳出差引額は1億5504万6669円となり、実質収支額も同額となっております。

全額が翌年度へ繰り越されております。

次に、介護予防支援事業特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに2067万1990円となっております。

次に、看護専門学校特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに1億5762万282円となっております。

以上、6特別会計については、それぞれ妥当と認められますので、原案のとおり認定すべきものと決しました。

市立病院事業会計決算認定  
本案は、平成27年度富士吉田市立病院事業会計決算認定でありまして、審査にあたっては、予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、病院

事業が地方公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益78億3919万6122円、事業費用77億3259万4244円となり、損益収支では4378万1908円の当年度純損失が計上され、前年度との対比では、収益が1億3200万8433円の増、費用では1億3332万5922円の減となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額2億187万4200円、支出額5億2757万9678円で、収支不足額3億2570万5478円は、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

国における持続可能な社会保障制度の確立を図るための医療・介護サービスの提供体制の改革を踏まえ、地域医療に求められる役割は、より多様化、高度化しており、良質な地域医療の確保と経営の健全化が求められております。

このような状況の下、救急医療や高度医療などの不採算部門を担う中で、富士・東部地域の保健医療の拠点となる中核病院として、そ

の使命と役割を果たしており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

### 水道事業会計決算認定

本案は、平成27年度富士吉田市水道事業会計決算認定でありまして、審査にあつては、予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、水道事業が地方公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益6億4088万9389円、事業費用6億1810万1836円となり、損益収支では、197万8220円の当年度純利益を計上し、前年度に比べ、収益が1265万3613円の減、費用で271万6725円の増となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額5億6292万4776円、支出額7億4337万6835円で、収支不足額1億8045万2059円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

安全で安心な水道水の安定供給と、健康で快適な市民生活や産業活動を支えるライフラインとしての社会

基盤整備を推進するため、配水給水施設の整備を積極的に進めており、原案のと

おり認定すべきものと決しました。

## 総務経済委員会

### 審査案件

#### 議案第52号

富士吉田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び富士吉田市長の選挙におけるピラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第55号  
平成28年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号)

### 審査結果

本案は、「富士吉田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」及び「富士吉田市長の選挙におけるピラの作成の公費負担に関する条例」の一部改正でありまして、「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」の施行に鑑み、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに市長の選挙におけるピラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、資本的収入及び支出では、収入額5億6292万4776円、支出額7億4337万6835円で、収支不足額1億8045万2059円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

おり認定すべきものと決しました。

案のとおり可決すべきものと決しました。

## 文教厚生委員会

### 審査案件

#### 議案第53号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理について

#### 議案第54号

富士吉田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

#### 議案第56号

平成28年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算(第1号)

#### 請願第2号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について

### 審査結果

本案は、「住居表示の実施に伴う関係条例」の整理でありまして、小明見・向原地区の住居表示を本年11月7日から実施することに伴い、住居表示の実施区域に設置している公の施設等の位置の表示を改めるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、学校給食センターの移設に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、



本件は、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願でありまして、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であることから、1クラスの学級規模を引き下げる必要があり、教育予算についても拡充して欲しいとする願意に賛同し、採択すべきものと決しました。

# 市政一般質問

9月

《抜粋》

前田 厚子 議員



## 子育てを取り巻く環境整備について

### 1回目の質問

市内の有志の方々を作った「富士五湖音頭」の踊りの振り付けの中に、子ども抱いて祈るところがあり、「大事な子どもが幸せになるよう、みんなで祈る」ところがある。

この思いが大事だと感じ、名実ともに住んでみたい街になるために、子育てを取り巻く環境整備について、保護者からの相談や視察をして気づいた3点について質問する。

1点目、保育園において、第2子の出産で産休が終わり、育休に入る時、今まで

通っていた第1子の未満児は、退園させられる。

こうしたルールはあるものの、お産を終えればかりのお母さんからは、何とか継続して園で見てもらいたいとの希望が殆どである。

県内に本市の他に12の市があるが、この制度を実施している市は一つもない。育休退園の制度の廃止についての市の考えをお聞かせ願う。

2点目、新たに予定されている(仮称)第7保育園のことでお聞きする。

0歳児から3歳未満児の施設を作ると聞いている。未満児は3人に1人また、1・2歳児は6人に1人の保育士が必要になる。まだ日にちがあるかも知れないが、保育士の確保は、どの様に考えているか。

また、私が最も心配していることは、110人の未満児の給食の件である。

この保育園では、全園児の給食を自園で作ることになる。小さな子どもほど、アレルギーがあり、その一人ひとりに対応しなくては

ならない。未満児のアレルギー対応には、どのような対策を考えているか。

また、防災の面を考えた時、未満児が定員を充たすほど、いるときの避難経路等は、どのような方法を考えているか、お聞かせ願う。

子ども達のために新たな施設を建てることには賛成だが、利用者の利便性や子どもの最善の利益を考えた計画について、市の考えをお聞かせ願う。

3点目、現在、県の宿泊型のセンターだが、利用率は、7月末で65組、そのうちの2組が本市の方が利用された。本市の日帰りのセンターを宿泊型の施設と連動させながら、産前産後の母親の不安を応援していただろうに、双方が充実した施設になると思う。

また、産前産後ケアセンターは、1泊2食6100円で、3泊4日の利用となる。子育てのお母さん方には、なかなか高額で出せないという話だった。

本市として、母子手帳の交付時に1泊無料クーポンを入れるなどの支援は考えられないか。また、本市のデイケアの利用料は考えているか。

県では、事業の3本柱の一つとしての産前産後電話相談24時間無料対応という業務を行っている。本市においてはこのような電話相談も考えているか。

### 1回目の市長答弁

まず、1点目の育休退園制度の廃止についてであるが、本市の保護者の就労状況を調査したところ、夫婦のうち、片方が非正規勤務という世帯数が、フルタイムの共働き世帯数を若干上回っている。

夫婦のうち、片方が非正規勤務という世帯については、育児休暇が取得できないことが一般的であり、育休制度を利用できる世帯に對してのみ、継続保育を認めることは、公平性の観点から現段階では難しいと言わざるを得ない。

しかしながら、今後においては、本市の保育需要を斟酌し、改善策を実施していきたいと考えている。

なお、「山梨県内12市では、この制度を実施しているところはない。」という前田議員の御発言であるが、本市を含め、3市が育休退園制度を実施している。

次に、2点目の新たに予定している(仮称)第7保育園についてであるが(仮称)第7保育園については、質問のとおり、3歳未満児の保育施設として整備を進めている。

また、保育園の運営については、民間活力の導入を図り、保育士確保に努めていきたいと考えている。次に、未満児保育の給食のアレルギー対策については、現在、保育園では、ア

レルゲンとなる食物を摂取させないよう保育園と保護者が情報を共有し、細心の注意を払って対応している。

また、状況に応じ、保育園で代替食を購入、あるいは、保護者に代替食を準備していただくなど、様々な対応を行っている。

次に、避難経路等については、建築基準法に基づき避難経路を確保するとともに、乳児等を乗せる避難車を用意して災害時の安全確保に努めていく。

次に、(仮称)第7保育園建設の計画については、本市はコンパクトシティであり、子どもを送迎する保護者の利便性が高い場所であると考えている。そこに、保育需要が高まっている3歳未満児の保育施設を建設することが、利用者の最善の利益と考え、計画を進めている。

次に、3点目の産前産後ケアセンター事業に対する支援についてであるが、山梨県が実施する「健康科学大学産前産後ケアセンターママの里」については、施設が笛吹市にあることから自動車等での移動が生じ、母子ともに3日間の宿泊を基本としている。本市の産前産後ケアセンターについては、滞在日数に制限がある母子の負担や、車で移動する不安を軽減するため、日帰りによる母子デイケア事業として実施するもので

あり、低所得者の利用にも十分配慮するため、利用料を無料としたいと考えている。このように、山梨県と本市の役割を明確にし、利用者の経済的な不安や負担などを軽減することから、無料クーポンの配布については考えていない。

また、山梨県が実施する産前産後電話相談24時間対応事業については、今後も効果的かつ安定的な運営が継続できるものと考えており、本市として24時間の電話相談事業を実施する考えはない。

### 2回目の質問

1点目、この育休退園に関して、保護者の事だけを言っているのでは無く、小さいながらも社会生活への小さな一歩を踏み出した子ども達のことも考えると、やっと仲良くなった友達と突然別れなければならない。答弁に本市の保育需要を斟酌し、改善策を実施していくとあったが、具体的にどの様に考えているか、お聞かせ願う。

3点目、県の「産前産後ケアセンター」が、開所して間もないとは言え、利用率が低迷している。本市の「産前産後ケアセンター」と互いに相乗効果が出るよう工夫して子育て支援に大きな施策にしていきたいと思うが、先ほど質問した以外に何か具体的な事業・施策が予定されていたらお

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

聞かせ願う。

### 2 回目の市長答弁

まず、1点目の保育需要を斟酌した改善策についてであるが、幼稚園等の認定子ども園への移行支援や地域型保育事業所認可の推進更に、(仮称)市立第7保育園の建設を行い、保育の充実を図っていきたいと考えている。

次に、3点目の産前産後ケアセンター事業における具体的な施策についてであるが、産前産後ケアセンターは、育児不安などを抱える母親を日帰りで支援する郡内地域初の施設であり、常時専門職を配置し、気軽に相談できる新たな受け皿として多くの市民の皆様から期待が寄せられている。

山梨県の事業と連携を強化するとともに、妊産婦や子育て家庭のための相談拠点施設として、親子が安心して過ごせるよう強力にサポートしていく。

### 「赤ちゃんの聴覚検査に公費助成を」について

#### 1 回目の質問

産まれつき、聴覚に障がいのある先天性難聴は、千人に1〜2人の割合で出生しているとき、早めに補聴器を付けたり、適切な指導を受けたりすることで言

語発達の面で効果が得られコミュニケーション能力が高まるとされている。

そこで3点お聞きする。

1 点目、厚生労働省は、今年3月全ての新生児が難聴検査を受けることが重要として、各市町村に公費助成の導入や検査の実態把握など積極的な対策を求める通知書を出した。通告がある中で、本市の実態をお聞かせ願う。

2 点目、生後3日以内に行う「初回検査」とその際に再検査とされた赤ちゃんを対象に、生後1週間以内に実施する「確認検査」がある。こうした検査を全国の病院で退院するまでの間に受ける事が推奨されているが、本市の取り組みをお聞かせ願う。

3 点目、検査費用は、医療機関によっても異なるが1回の検査あたり2500円〜5千円かかる。費用は、地方交付税による財源措置の対象となっているが、地方交付税の使い道は、自治体が決めるため、市町村によっては別の用途に使うこともあると思うが、大事な富士吉田の未来を背負う赤ちゃんのために、検査費用の公費助成の検討をいただきたいと考えますが、本市の考えをお聞かせ願う。

#### 1 回目の市長答弁

まず、1点目の新生児聴覚検査の受診状況について

であるが、任意の検査のため自己負担となっているが、わが子と思う親の意識は高く、市民の受診率は、100%に近いものとなっている。

次に、2点目の新生児聴覚検査の取り組みについてであるが、生後4か月までに実施する全戸訪問や4か月健診において、母子健康手帳を活用し、検査の受診状況を把握している。検査により把握された要支援児及びその保護者については、円滑に支援が行われるよう関係機関と緊密に連携している。

次に、3点目の検査費用の公費助成についてであるが、早期発見・早期療育を図るために、すべての新生児を対象として聴覚検査を実施することが重要であると認識している。新生児聴覚検査の公費助成については、既に、新年度から実施することとしている。

### 「消えた横断歩道などの再標示に権限移譲を」について

#### 1 回目の質問

今年の春、新1年生のお子さんをお持ちのお母さん方から「横断歩道が見えなくて、通学の際に危ないの、学校が始まるまでにきれいに書いてもらいたい」との相談をいただいた。市の担当課に行き、話すと直

ぐに警察に伝えるとのことだった。しかし、夏休みになっても、2学期が始まったも、そのままだった。

そこで3点お聞きする。

1 点目、再標示も警察や公安の仕事と伺っているが、市内の下水道や水道工事など道路を掘り返した場合、その業者の責任で修繕をしている。このように出来るのなら、消えかけたものを再標示することはできないか。市の考えをお聞かせ願う。

2 点目、市では、このような再標示や市独自で引けるラインなどの年間の予算をどのくらいとっているか。

3 点目、消えた横断歩道などの再標示等の権限の移譲は、今まで本市として取り組まれた事はあるか。もし、なければ子ども達の安心・安全の面で市に取り組みを考えていただきたいと思うが、市の考えをお聞かせ願う。

#### 1 回目の市長答弁

まず、1点目の横断歩道についてであるが、道路の管理については、国道、県道、市道に分かれ、それぞれが道路管理者として管理を行っている。

維持管理については、山梨県警察が実施することとなっているが、工事等で掘り起こした舗装、路面標示の復旧については、原状復旧を施工者の負担で行うこととなっている。

本市では毎年、学校、道路管理者及び富士吉田警察署で通学路等の合同点検を実施する中で、交通標示の安全点検も実施しており、標示が著しく磨耗した箇所について、富士吉田警察署を通し山梨県警察に対し、早急な対応を施すよう要請している。

次に、2点目の市の予算についてであるが、交通安全対策費として毎年約1250万円を予算計上しており、その中には市独自で引くことのできる外側線、グリーンベルト、視覚障害者誘導標示等の工事費の他、カーブミラー、ガードレール及び転落防止柵設置工事も含まれている。

次に、3点目の横断歩道などの再標示の権限の移譲についてであるが、今までも取り組んだ経緯はなく、今後においても取り組む考えはない。

#### 2 回目の質問

権限移譲は考えていないようだが、市が言う連携の強化というのは、どのように現れるか。

く美しい街並になる。予算もガードレールや転落防止柵などの工事と一括したものは無く、道路標示用の予算をとり、計画的に市で出来るものは市で、まず、子ども達の安全のための計画をたてていただきたいと思うが、いかがか。市の考えをお聞かせ願う。

#### 2 回目の市長答弁

まず、1点目の連携の強化についてであるが、春と秋の全国交通安全運動や警察、学校、道路管理者による通学路の合同点検をはじめとする活動のほか、交通事故多発地点調査や旗振り指導などの実践的な事業についても、警察署と連携を図りながら実施している。

これら多くの事業を通して本市との「顔の見える関係」を構築しているため、その都度、山梨県警察が維持管理している路面標示などについては、安全かつ円滑な交通を図るため、横断歩道等の維持補修を早期かつ着実に進めていただければ、今後とも要望していく。

次に、2点目の道路標示用の予算についてであるが、交通規制に係る標示以外の市が管理しなければならぬ外側線やグリーンベルト、視覚障害者誘導標示等の工事については、交通安全対策の予算の中で、今後において、計画的に実施していく。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

# 市政一般質問

9月

《抜粋》

戸田 元議員



## 富士吉田市立病院の運営について

### 1回目の質問

私は今回、市立病院について、市民のための病院としてこれまでも増して運営にご努力していただきたいとの強い思いから、市立病院全般の運営に関して一般質問することとしていた。そのような矢先の今月2日、山梨日日新聞において、『富士吉田市立病院の歯科口腔外科が、特定の歯科開業医からの紹介で来院した患者の診察を拒否した可能性があるとして市が調査を始めた。また、富士吉田歯科医師会は、改善を求める要望書を市長に提出した。』という信じられない、とん

に安心感を与え、市民に必要とされる病院であり続けるためには、病院経営の健全性・効率性が重要であると考え。

でもない記事を目にした。このため、今回は、市立病院の運営に関する質問に加え、この診察拒否に関することについても質問する。さて、現在の市立病院は、22の診療科目を持ち、病床数は304床を数え、富士北麓地域の基幹病院であるとともに、地域がん連携拠点病院等の指定を受けるなど充実した医療体制が整備されている。

市立病院においては、公営企業とは言え、毎年市の一般会計から8億円余りの市民の尊い税金を受け入れて運営されているが、実際の経営は赤字なのか、黒字なのか、また、赤字は累積しているのか、いないのか、市民にはよくわからないのが実情だ。

私が知っている市立病院は、このような充実した医療体制が整備されている中で、診たてが良く、患者さん思いの医師や医療スタッフが大勢いて、市民も安心して診療を受けられる市民のための病院である。

そこで、この数年間の市立病院の経営について、どのような取り組みを行いその結果、どのような状況で推移してきたのか、市民にわかりやすいよう説明願う。また、これまでの経営状況については、どのように評価しているのか伺う。

また、多くの市民にとっても、このような市立病院が身近にあることは、安心感を持ち、市立病院の必要性を改めて実感していることと思ひ、堀内市政が展開する安心・安全施策の充実

市立病院が、市民から信頼され、市民のための病院であり続けるためには、「病診連携」が重要であると考えている。そこで、これまで、どのように「病診連携」を行ってきたのか伺う。

まず、市立病院の経営状況について伺います。市立病院が今のまま市民

次に、診療拒否の問題について伺う。市立病院においては、市民のための病院として経営努力をされていることと思ひ、このところ、診療拒否が起ったとのことであり、

その事実関係を中心に伺う。山梨日日新聞では、『歯科口腔外科の開設直後から一部の患者が診察を断られたケースがあったことが確認され、紹介した患者が診察を断られた開業医は複数いる。』と報じている。

この診療拒否は、市立病院の歯科口腔外科が、特定の歯科開業医を差別し、その患者さんである市民を平等に取り扱わない、極めて偏った考え方によって発生したように思われる。

このように市民を差別し、不平等に扱う診療拒否が本当に起こったのか。もし、このような診療拒否が事実であれば、言語道断であり責任問題にもつながる。

市立病院は、市民のために医療という行政サービスを提供する公の機関であり、市民の血税も投入されているなど、民間の病院とは役割が異なる。

このような差別のある不平等な診療拒否については、市民をはじめ議会の面前で、事実関係や発生原因を明らかにすべき重大なことであるので詳細に説明願う。

### 1回目の市長答弁

この数年間の市立病院の経営の取り組み方とその状況の推移についてであるが、現在の市立病院は、平成13年に移転してきて以来15年を経過し、建物本体のメ

ンテナンス、移転新築時に整備した医療機器への再投資、建設時の企業債の償還、医療需要に対応するための人材確保に係る人件費など医療収支への影響が顕在化している。

こうした病院運営に係る諸項目については、病院内の「経営企画会議」等を定期的に開催する中で、全ての職員において情報共有を図り、その一方で、病院改革プランの策定、各診療科において年度ごとの活動目標を設定するなど、自ら病院運営への参画意識を持つことにより病院経営の健全化、効率化に努めてきた。

その結果、この数年、少額ではあるが、収支は黒字で推移してきたが、一部不採算部門も抱えるという公立病院の役割もあり、さらに、平成26年度は46年ぶりとなる公営企業会計制度の大幅な改正により、病院事業会計が大きな転機を迎えるとともに、消費税の増税が実施され財務状況に影響を受けることとなり、平成26年度及び平成27年度決算においては赤字となり、累積の赤字額は1億2千万円余りとなっている。

次に、これまでの経営状況の評価についてであるが、赤字決算となつていこと重く受け止め、今後においては、市民の皆様が安心して受診できるように、その期待に応えるため、収支の

改善に努め、安定的な経営の継続と健全性の確保を図っていく。

次に、これまでの「病診連携」の状況についてであるが、市立病院では、平成15年4月に富士吉田医師会との間において地域医療連携室の設置、開放病床の確保、高度医療機器の共同利用についての地域医療に関する協定を締結している。

まず、地域医療連携室については、地域の医療機関と市立病院との間における診察や検査の予約、連絡調整などを行っている。

次に、開放病床については、5床を確保しかかりつけ医と市立病院の医師が共同して診療に当たっている。

次に、高度医療機器の共同利用については、地域医療機関の医師の依頼により、市立病院で所有する医療機器を用いて、MRI検査や脳波検査を行っている。

このように、様々な手法により、地域医療の向上と地域住民の健康及び福祉に寄与するため、「病診連携」に努めている。

次に、これまでの経営状況の評価についてであるが、富士吉田歯科医師会から、市立病院の歯科口腔外科において一部診療拒否があるため、市民が平等に受診できるように要望書の提出を受けて、この要望書を受けて、



まずは内部調査を実施するよう指示した。

その結果、3年前の歯科口腔外科開設時に、当時の歯科医師会幹部とのトラブルを原因として、これらの歯科医師からの紹介患者については、様々な理由により診療拒否をしていたことが判明しており、これらの対応をしていた矢先に、山梨日日新聞の報道があったところである。

このため、現在においては、具体的な内容や件数、これらに至る経緯や原因などを詳細に調査しており、最終的には責任の所在を明らかにしていく。

この診療拒否の問題については、市民の皆様を健康を守るべき市立病院において、決してあってはならない事態であり、市立病院の設置者として大変遺憾であり、その責任の重さを痛感しているところである。

この場をお借りして、市民の皆様をはじめ、議員各位に対して深くお詫び申し上げる次第である。

### 2回目の質問

ただ今、市長から、このたびの診療拒否については、市民の皆様を健康を守るべき市立病院において、決してあってはならない事態であり、市立病院の設置者として大変遺憾であり、その責任の重さを痛感しているとの謝罪の言葉があった。

歯科口腔外科という一つの診療科による不平等な診療拒否が起こったことは、市立病院全体が市民の信頼を失うことにつながり、非常に残念でならない。

市立病院は、この2年間の収支は赤字で、累積赤字は1億2千万円余りになったとのことであり、最近の経営は非常に厳しい状況が伺える。

このような状況においては、採算性について、市立病院全体に深くメスを入れていく必要があるのではないかと。そこで、今後、どのような経営上の取り組みを行い、どのような経営状況を見込んでいくのか伺う。

次に、「病診連携」については、地元の富士吉田医師会とは、地域医療に関する協定に基づき、「病診連携」を行っていることは理解できる。

しかしながら、地元の歯科医師会との連携はいかがか。歯科口腔外科による診療拒否は、地元の歯科医師をはじめ、歯科医師会との「病診連携」を市立病院自らが進め、地元の歯科医師会との信頼関係が崩れてしまっているものではないかと。地元の歯科医師及び歯科医師会との信頼関係が崩れてしまっているものではないかと。地元の歯科医師及び歯科医師会との信頼関係が崩れてしまっているものではないかと。

そこで、今後は、歯科医師会を含む、「病診連携」をどのように行っていくのか伺う。

次に、診療拒否の問題に

ついて伺う。

診療拒否が起こった歯科口腔外科は、3年前に、市民の口腔ケアの充実を図ることとして設置された新しい診療科目であったはずである。

しかしながら、診療拒否という市民サービスを自ら拒絶するという暴挙を引き起こした。しかも、市民の尊厳を受け入れていない中において、市民の診療を拒否したのである。

そこで、今後、歯科口腔外科についてはどのような改善を行い、どのような役割を果たしていくのか。この診療拒否を、様々な理由により行っていた方は、どのようなのか。

歯科医師会とのトラブルが原因とのことであり、歯科口腔外科の歯科医師の方なのか。歯科医師であつても市の職員であり市民のために働く地方公務員だ。

そこで、この診療拒否に直接関わった職員及び病院内の現場責任者である院長についてはどのように対応していくのか伺う。

### 2回目の市長答弁

まず、今後の経営上の取り組みとその見込みについてであるが、診療報酬の改定において、急性期から在宅復帰までを結ぶ病床として「地域包括ケア病棟」が設置された経緯があり、市立病院においても、「地域包

括ケア病棟」の運用を決定し、今月から開設したところである。

この「地域包括ケア病棟」の開設により、厳しい算定となつた診療報酬に対応するとともに、リハビリテーションを必要とする回復期の患者の受け入れや、急性期治療を終えて在宅復帰を目指す患者の支援を行うことなどにより、病院収益の改善に繋がるものと期待をしているところである。

しかしながら、建物本体のメンテナンス、医療機器の再投資や保守など、費用面において、引き続き、将来的に非常に厳しい状況が見込まれる。

したがって、市立病院の経営については、地域医療の充実と採算性との難しい問題もあるが、診療科目の再編を含め、経営企画会議等を中心に必要な議論を重ね、公立病院の責務を果たすとともに、健全な経営状況に向けて鋭意努力していく。

次に、今後の歯科医師会を含む「病診連携」についてであるが、歯科口腔外科の開設以来、歯科医師会をはじめとする地元歯科医師会との関係は、大変希薄なものとなつていった。地元の歯科医師会との連携が図られない中では、市民の皆様を医療ニーズには適切に答えられない。

今後においては、地元の

歯科医師会との信頼回復に努め、連携を密にして適切な「病診連携」を行っていく。

次に、今後の歯科口腔外科の改善と役割についてであるが、歯科口腔外科については、現在は、山梨赤十字病院や大月市立病院にも設置され、3年前の状況とは異なってきている。

このような状況の変化を踏まえ、歯科医師会との連携や、市民の皆様の医療ニーズなどを考慮する中で、今後、経営企画会議等での検討を重ねていく。

次に、診療拒否に直接関わった職員及び院長への対応については、戸田議員御発言のとおり、市立病院は、市民の皆様のために医療という行政サービスを提供する公の機関であり、民間の病院とは役割が異なっている。

このたび発覚した診療拒否は、あってはならないことであり、今後は、このようなことが絶対に起きないよう努めていく。

職員及び院長への対応については、先ほど答弁したとおり、現在行っている調査において、具体的な内容や件数、これらに至る経緯や原因とともに、責任の所在を明らかにした上で厳正に対処していく。

### 3回目の質問

過去、私は、20代とは、30代のときに、市立病院に

入院し、適切な治療とともに、親切丁寧な対応を受けた経験がある。

また、その入院時に目にした「日本公立病院100選」の中に、山梨県内では唯一、富士吉田市立病院が選ばれていた。

その市立病院が、今回の診療拒否によって、市民の信頼を失うことは誠に残念でならない。

そこで、今後どのような対応をなされるのか伺う。

### 3回目の市長答弁

今後の対応については、このたびの診療拒否問題については、先ほど答弁したとおり、現在、具体的な内容や、件数、これらに至る経緯や原因等について調査を行っているところである。

この調査結果については、10月末を目途に纏め上げ、その後、最終的な報告をお伝えする機会を設けていきたいと考えている。

今後においては、これまでも増して、市民の皆様



全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

# 市政一般質問

9月

《抜粋》

桑原 守雄 議員



## 背戸山南側の田圃一帯の問題について

### 1回目の質問

大明見地域において、本年度より、農道一号線の河川改修と道路を拡幅する農村地域、防災、減災事業が始まる。

本件は、平成4年以来、紆余曲折があったが、市長の英断により、本事業が前進する事に成った。地域に住む住民の1人として感謝申し上げます。

本件は、このように前進したが、通称田圃一帯は、農地の区画整理をしただけ

で、大きな問題は、今日まで先送りしてきたのが実情である。

そこで、私は何十回となく現地を見て廻り、諸問題を整理すると、2つに絞られるのではないかと思う。

その1つは、長泥川から向原の耕地整理に農業用水、防火用水として送水している取り入れ口の問題である。そのすぐ上流に鴨川橋があり、この橋を永久橋にするためには、この用水の取り入れをもっと上流から、若しくは他の水路から取り入れなければならないが、より抜本的な方策があったらお聞かせ願う。

あと1つの問題は、古屋川と小佐野川は上流からの土砂の流出により、川底に雑草が生えて、水量が増すと堤防を越えて、過去に何回となく、田圃一帯が水害に見舞われてきた。

そのために数年前から必要に応じて山梨県河川砂防管理課に御願いし、川底の浚渫を行ってきた。

本年は、8月7日、大明見財産区と自治会の役員で川底の雑草の一部を刈り取った。後日、河川砂防管理課が一部浚渫する予定になつていますが、予算の関係で全部浚渫出来ないと聞いている。全部浚渫出来なければ非常に危険である。

この様に、今年度までは必要に応じて多額の費用をかけて浚渫してきたが、根本的な解決には至っていない。よって、本件についての執行者側の考え方をお聞かせ願う。

### 1回目の市長答弁

まず、1点目の一級河川長泥川からの向原耕地整理地区への取水口についてはあるが、向原地区への農業用水路に長い年月配水し続けている重要な箇所である。

この取水口のすぐ脇に鴨川橋があることから、橋を永久橋として整備していくには、市道鴨川線との高低差の解消が必須となり、それに伴い、取水口の位置の



向原耕地整理地区への取水口

変更が生じることとなる。これらの検討については、一級河川長泥川の護岸改修を伴うことから山梨県と協議してきた。

また、農業用水等の取水については、現在障害が確認されていない。この問題は、大明見地区だけではなく向原耕地整理地区の関係者との協議のうえ、合意形成

がなされて、はじめて行政を含めた関係者で変更の検討をすべきものと認識している。

次に、2点目の古屋川と小佐野川の川底の浚渫についてであるが、山梨県市長会より、山梨県への「提案・要望」の中で、河川の環境保全及び災害防災対策として、上吉田地区、松山地区

の山梨県の管理する一級河川の清掃及び浚渫と併せて、小佐野川の掘込河道としての整備及び浚渫をお願いしている。

これに対し山梨県からは、小佐野川の整備について改修の必要性を検討しながら適正な維持管理に努めるとの回答を頂いているので、引き続き定期的な浚渫の実施と掘込河道として整備することを要望していく。

### 2回目の質問

本件について、執行者側も種々、検討されている事に深く感謝申し上げます。

当該地は、南側は権現山、東側は奥深い杓子山、それに北側は背戸山に囲まれた窪地で、ほとんどが農業振興地域である。

ここで、長泥川に触れておく。大明見東通り線、通称本通であるが、百年位前は、年中、ゆきしろに見舞われていたため、その解決策として、長泥川を作った経緯がある。この長泥川から、向原耕地整理に送水する事になったため、多くの問題が発生してきた。その時点で、多くの住民の反対



鴨川線

意見があったと聞いている。今思えば、この取水を他から取り入れていけば、今日悩まされる事がなかったと悔やまれる。

そして、当地には、フアナックの協力工場を始め、法人、個人の事業所があり、年々、事業規模を拡大しており、そこで働く人も年を追うことに増加しており、深夜の通行量も増えている。

特に、鴨川橋から西側は

道路地盤が軟弱であるため、車が通行する度に地震のよう、そこに住む人達は睡眠不足に陥っている。

ついでに、鴨川橋の架け替えについては、水利等の問題があることは承知しているが、鴨川線の整備について、代替道路の検討を図るとしている、現在における進捗状況についてお伺いする。

次に、2点目の古屋川と

小佐野川の問題であるが、古屋川、小佐野川から取水している両河川の取水口より、稲作を作る田圃のほうが高いため、河川に堰を設けている。その堰に上流から土砂が堆積し、それを取り除く、又、堰をすることの繰り返しを何十年も行って来た。従って、この農業用水をもっと上流から取り入れ、古屋川と小佐野川の堤防の外側に用水路を作ってはいかががお伺いする。

### 2 回目の市長答弁

まず、鴨川線の代替道路の検討についてであるが、これまでどのルートが代替道路機能として最適であるのか、接続する道路の擦り付け勾配、幅員等を助案する中で線形を模索してきた。

その結果、既存市道等の整備には周辺の建築物の状況や接続する市道への擦り付け勾配等に課題が残り、費用対効果の側面からも市道に隣接する既存農道を代替道路として整備することが最適であると判断し、現在地元と協議しながら来年度の施工を予定している。次に、古屋川と小佐野川

から取水している田圃についてであるが、当該地は、河川の河床より農地が高い所に位置しており、現在、河川に堰板を設置するか、上流からパイプなどを河川の中に通して取水している状況である。

この農業用水を上流から取り入れるには、新たな水路の設置場所等を検討の上、河川に隣接する民地の一部を水路用地として取得する必要がある。

したがって、事業実施の費用対効果などの検討を踏まえ、地元関係者と十分に協議し、地元で解決しなければならぬ点など、市と地元関係者双方の役割分担を明確にし、対応を図っていく。

### 3 回目の質問

大明見地域の先輩達は、今日まで、要望やら議会で的一般質問等で取り上げてきたが、問題が複雑に絡み合っているため、目に見える形での前進はなかった。今回私は、よく現地を見るときで、問題点を2つに絞った形で提起した。本件は今や、大明見地域



小佐野川

において、最大の関心事であり、固唾を呑んで見守っている。

よって、私としては、この地域一帯の課題解決には、執行者側と大明見連合自治会をはじめ、関係諸団体、有識者を交えて、前進を図るべき話し合いをして、進めるべきと考えますが、執行者の考えをお伺いする。

### 3 回目の市長答弁

背戸山南側田圃一帯における対応については、先ほど答弁したとおり、事業実施の費用対効果などの検討を踏まえ、地元関係者と十分に協議し、地元で解決しなければならぬ点など、市と地元関係者双方の役割分担を明確にし、対応を図っていく。

# 市政一般質問

9月

《抜粋》

秋山 晃一 議員



## 保育について

### 1 回目の質問

保育にかかわる問題についてお聞きする。

昨年4月より、子ども子育て支援新制度がスタートした。新制度はこれまでの保育のあり方を大きく変える、保育制度の大転換ともいべきもので、実施前から様々な問題が指摘されていた。

法の制定過程において、関係者が改善を求め続けたことよって、当初は削除する予定であった児童福祉法24条1項、すなわち、市町村の保育実施責任が復活した。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

の考えはいかがか。

また、職員配置は国の基準で行うのではなく、市の考えで質の高い保育を提供する立場から考えていくべきだ。例えば、親の要望が多い3歳未満の保育に関しては1人の職員が3人の園児を保育するのは保育の質としても安全面でも改善が必要であり、増員が必要だと考えるのがいいか。

また、増員をしていくにあたって、特に臨時職員については、正職員との賃金において格差があることも募集に応ずる人が少ない要因と考える。同一労働同一賃金、公共の労働でワーキングプアを生まないとの考えのもと改善すべきではないか。

また、現状では保育園の蛍光灯の交換から園庭整備、雪かきなどを保育士がやっている。保育士が、より保育に専念するために、これらの作業にあたる人員を確保することが必要だと考えるのがいいか。

次に、新制度に移行したのちに全国的に問題となつたことに育休退園ということがあった。

埼玉県所沢市において、親が育児休業を取得した場合、0〜2歳児クラスでの園児は原則退園となるとの市からの通知に対して、保

護者から反発の声が上がり、裁判所への提訴を含めて大問題となった。当市での育休退園の現状はどのようになっているか。

育休休業中の上の子の継続通園については、国が一定の考え方を示しているが、基本的には自治体の判断に任されており、保護者の要望に沿って、この育休退園については改善すべきではないか答弁を求める。

### 1 回目の市長答弁

市における保育に対する基本的な考えについては、**「国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成するよう責任を負う。」**と規定されている。

また、改正児童福祉法第24条においても、行政の保育の実施義務が明記されている。本市においては、これらの法律の規定に則り、今後においても、責任を持つて保育を実施していく。

次に、公立保育園の定員と規模についてであるが、本市の保育園は、国で定める児童福祉施設の設置及び運営に関する基準の1.2倍から1.5倍の広さを確保して建設している。よって、いずれの保育園もハード面について質を確保して

いるものと認識している。

次に、保育士の増員についてであるが、本市においては、保育士の採用に関し、現在、新規採用者と合わせ採用試験に民間経験者枠を設けることで正職員である保育士の増員を図っている。

が、国の育児休業中の保育認定の原則的な考え方は、次年度に小学校入学を控えているなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、また、保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合などを保育認定の要件としている。

今後においても、臨時職員とのバランスに配慮しながら増員を進めていく。

次に、臨時職員と正職員との賃金格差についてであるが、同一労働同一賃金の問題については、法令上の身分の相違も考慮すべきものであり、国においても検討が進められているところであるので、本市においては、他職種の臨時職員との均衡にも留意しながら、待遇については検討していきたいと考えている。

次に、諸作業を行う人員の確保についてであるが、保育士の増員が最優先であり、この問題を解決していくことが結果としてゆとりある保育の実施にも繋がるものであると考えているので、現在、専門職員の配置は考えていない。

次に、本市における育休退園の現状についてである

全国的には、育児休業は、育児のためにその期間の休業が認められている制度であることから、保育の必要性の要件に当たらないとされている。

本市の保護者の就労状況を調査したところ、夫婦のうち、片方が非正規勤務という世帯数が、フルタイムの共働き世帯数を若干上回っている状況となっている。

夫婦のうち、片方が非正規勤務という世帯については、育児休暇が取得できないことが一般的であり、育休制度を利用できる世帯に對してのみ、継続保育を認めることは、公平性の観点から現段階では難しいと言わざるを得ない。

しかしながら、今後においては、本市の保育需要を斟酌し、改善策を実施していきたいと考えている。

### 2 回目の質問

保育士の数を国の基準で

はなく、必要に応じて市の考えで増員することについて、3歳未満児の保育の状況を例にあげ質問したが、その点は市長の考えはいいが。

今年度は新規採用3名、民間企業等職務経験者3名を募集しているが、これは、経験豊かな中堅の保育士を正職員とするというようなことも、募集の意図としてはあるのかどうか。

育休退園についてであるが、親の不安は、やっと保育園にも慣れたのに、1年間ほどのブランクが生じてしまう。

そのことによって、友だちと再びふれあえるのか、一度退園したら育休を終えた時に入れるのか、そして元の所に入れるのかなどである。改善策の実施にあたっては、まず子ども視点からどのようにすればよいかを考えていただきたい。

次に、親にはそれぞれの考え方に基ついて、退園する、あるいは在園するという選択ができるように。そして、退園した場合にも育児休業が終わった時の再入園について親の希望に沿う形でできるようにすべきだと考えるいかがか。

## 2 回目の市長答弁

基準ではなく、市の考えで増員することについてであるが、現在、国の基準を上回ってはいるが、より質の高い保育を実施するため、今後も増員について検討していきたいと考えている。

次に、保育経験者の採用についてであるが、経験は重要な要素であるので、本市では平成26年以降経験者枠の募集を行い、事実、経験者の採用に繋がっている。

次に、育休退園についてであるが、育児休業終了後の同一保育園への再入園については、現在も保護者の希望等も考慮する中で対応しており、今後においても引き続き同様の対応を図っていきたくと考えている。

## 住宅リフォーム助成制度について

### 1 回目の質問

住宅リフォーム助成制度について市長の考えをお聞きます。

住宅リフォーム助成制度は全国の地方自治体に展開している、住民が地元業者にリフォーム工事を発注した場合、その費用の一部を自治体が助成する制度だが、業者も住民も地域も元気にするとして、全国の600を超える自治体で実施され

ている。

さらに、政府自身も長期優良住宅リフォーム補助を実施しており、「個人資産の形成に資するものに税金は使えない」という自治体のリフォーム助成に背を向ける言いわけは、今では通用しなくなっている。

長引く不況による個人消費の低迷は、地域経済に大きな影響を与えている。住宅リフォーム助成制度の特徴は、住環境の向上につながり、リフォームを行った住民に喜ばれるだけでなく、この制度を実施した多くの自治体では、予算額の10倍から20倍の経済波及効果が生まれ、住民、建設業界双方から喜ばれている。

たとえば、県レベルで実施した秋田県では4年間で活用件数5万5千件超で補助金額は68億6200万円超、工事総額は1032億5千万円、産業関連表を使って試算した経済波及効果は1626億円で、投資した補助金の24倍に相当する。

京都府北部の与謝野町では新築・改修工事費用の15%を上限20万円で助成するものを3年間実施して、3年間で2億6400万円を補助金として交付、約40億円の工事が行われた。さらに、その波及効果は63億400万円に及んだと試算さ

れている。波及効果は補助金の23.8倍に上った。

住宅リフォームは、受注会社1社の工事ではなく、関連する業者が多く必要になり、地域での経済循環効果が高いものである。

さらに、自治体にも固定資産税、地方消費税、住民税、国保税、介護保険料など、さまざまな形で還元が期待される。

また、高齢化社会の中で、住宅改修への意欲を住民に喚起することとなり、より質の高い住環境をつくり、住宅の長寿命化にも大きな効果を発揮する。

この制度を利用してリフォームを行った与謝野町の住民は、「跡継ぎのいない家庭では、退職に伴い、収入も減って高齢者に適した風呂、トイレ、段差解消など改修が困難、ぜひともこの制度の充実と継続を」安心して長く暮らしていくために、介護保険だけでなく一般の高齢者の方が不自由なく生活するために良い制度だと思つ」などとアンケートに回答している。

そこでお聞きする。

まず、市民の住宅に関する環境を市はどのように向上させようとしているのか、市長の見解をお聞きする。

次に、住宅リフォーム助成制度について、県内にお

いても、これまでに住宅リフォーム全般への補助制度については、甲府市をはじめとしていくつかの自治体を実施している。

富士吉田市はこれまで実施を検討していないようだが、制度の実施の検討はされていなかったのか、それなかつたとしたら、それはどのような理由か、調査、研究をしようとするれば、すぐ近くの自治体があるわけだが、調査すべきではないか。この制度について検討し、実施していくべきではないかと考えるがいかがか。

1 回目の市長答弁

まず、市民の住宅に関する環境の向上についてであるが、住環境の向上のための整備については、住宅を所有する本人が必要に応じて行うものであり、現在、本市において事業化されている、木造住宅の耐震化促進事業、定住促進奨励制度の新築物件への支援、中古物件取得及び改修への支援などのうち、適用できる制度を市民の皆様にご利用していただきたいながら行うものであると認識している。

次に、住宅リフォーム助成制度の検討についてであるが、平成22年9月議会において、秋山議員の一般質問でも答弁したとおり、個

人資産に公費を直接的に投入することは慎重であるべき。」との考えはいささかも変わるものではない。

しかしながら、国の既存住宅のリフォームに対する補助制度の拡充や、住宅の品質の確保に関する制度が充実してきており、これらの制度を活用することで、より良質な住宅の確保が可能になってきている。

このようなことから、本市においても、少子高齢社会の中でのより質の高い住宅ストックの確保及び子育てしやすい環境の整備を図るに当たり、既存住宅の機能向上や長寿命化の実現の施策として、これらの助成制度がどれほど有効かどうか、他市の状況を調査しているところである。

したがって、この助成制度を導入することについては、他市の調査結果を踏まえる中で、市の財政状況や経済波及効果及び事業内容等を慎重に考慮しながら検討していく。

(紙面の都合上、第1標題の3回目の質問・答弁及び、第2標題の2・3回目の質問・答弁は割愛しています)

# 市政一般質問

9月

《抜粋》

勝俣 米治 議員



## 道路整備計画と上暮地域地域の構想道路について

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

脚下部工事の構造物が少しづつ現れ、県道においては盛土工事が行われ、道路の線形が現れてきた。地元住民として、「工事が進捗してきているな」と実感している。

ついでに、現時点における両工事の進捗率はどの位であるのか伺います。

また、今後の道路網として、(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジと周辺道路整備、国道138号拡張整備と(仮称)富士吉田南スマートインターチェンジと周辺道路整備、市南西部大型産業集積エリア周辺道路に関する3つの課題が提示されていた。

これは、富士吉田市の「地域創生総合戦略」として、堀内市長が進めている「豊かに暮らせる力強いまち富士吉田」を実現するための核となる道路計画であり、東京圏、他圏域や周辺市町村と結び、交通結節点として、新しい人・物の流れの創出による、観光・産業基盤の整備・雇用の創出につながる富士吉田の3本の矢である、私も認識をしており、一日も早い事業の進捗と供用開始を待ち望んでいる。

その中で、(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジと県道富士吉田西桂線の建設予定地において、橋

しているところである。

まず、現時点における工事の進捗率についてであるが(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジについては65%、県道富士吉田西桂線については59%と、それぞれの事業主体である山梨県及び中日本高速道路株式会社から報告を受けている。

本市としては(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジ及び県道富士吉田西桂線の早期供用開始について、引き続き整備促進するよう積極的に働きかけていく。

次に(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジ完成後に予測されている、交通負荷の増大に対応する周辺道路の整備計画の検討状況についてであるが、具体的には、市道小見上暮地線の富士見台中学校から国道139号に接続する寿団地交差点までの区間は既に整備が完了し、市道大明見下の水線については、本年度末の供用開始に向けて仕事を進めている。

また、山梨県が実施している工事については、県道富士吉田西桂線の早期供用開始に向けて、事業が進められている状況である。今後の、市北部地域と市街地を結ぶネットワークの強化を図るべく、県道富士

吉田西桂線の幹線道路までの延伸、事業化についても、山梨県に対して要望していく。

また、本年3月に策定した「道路整備計画」において、広域ネットワークを形成する道路整備・強化により(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジ周辺のアクセス道路の整備が必要であると位置付けているため、路線ごとに整備内容の分類、整備主体、整備手法、整備の優先度の四つの項目を設定し、調査・検討を行っているところである。いずれにしても、「道路整備計画」に基づき、短期・中期・長期の観点から市北部地域の交通ネットワークの構築について検討を行っている状況である。

### 2回目の質問

(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジは、市民はもとより、多くの利用者の方が、供用開始を待ちわびている事業である。ネットワークの中日本・山梨県・本市が一体感をもって取り組み、計画通り事業が進捗するように、引き続き働きかけをお願いする。

周辺道路の供用開始は、本市や富士北麓を訪れる車、逆に関東方面に向う車の連結道路として、災害時に防ける避難・輸送に対する防

災道路として、また、地域住民はもとより、(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジ予定地の周辺に立地している大手精密機器会社と工業団地内の複数の関連企業にとつても、供用後におけるバイパス道路としての交通機能が格段に向上され、慢性的な交通渋滞の解消に役立つ、極めて有効な幹線道路となりうるものである。

今後においても、工事の早期完成と併せて、将来を見据えた交通ネットワーク形成に不可欠な県道富士吉田西桂線の延伸と事業化が可能となるよう、今後も引き続きご尽力をお願いする。

次に、上暮地域地域の構想道路についてであるが、平成27年3月議会の私の一般質問に対して、県道富士吉田西桂線から国道139号を経て白糸地区へ至る路線は、「地域の交通環境の向上にとつて大変重要な路線であると認識している」との答弁をいただき、地元として大変心強く感じ、期待をして待た望んでいるところである。

地元自治会では、その後、住民からの新規道路についての要望を受け、市の担当課へ相談に伺っている。

構想道路は、地元住民の生活道路として、極めて必要性が高い道路であり、将

### 1回目の質問

本市の道路行政の指針となる「道路整備計画」が策定され、平成28年3月議会において、その内容についての報告を受けた。

基本方針として、「ネットワークの整備」、「交通機能向上」、「付加機能の強化」、「交通安全確保」を目的とし、「交通安全確保」を目的とし、本市の供用道路並びに構想道路について、過去・現在・将来における交通量と産業・観光・生活関連に対する有効性の検討・評価を行い、路線毎に整備優先度が決定

来の上暮地域はもとより、北部地域を活性化させる上でも無くてはならない道路である。

具体化に向け、道路線形の決定、国道139号の交差協議、用地の取得、財源の確保などの様々な問題を解決していかなければならないものと理解しているが、現在の構想道路の段階から、計画道路として一歩前に進めていくことが可能であるのか、私の要望を含めてお伺いする。

### 2 回目の市長答弁

上暮地域における構想道路については、本年3月に策定した「富士吉田市道路整備計画」において、県道富士吉田西桂線から国道139号線を交差し、上暮地域、白糸町地域へと抜ける道路として、地域住民の皆様の生活道路としてはもとより、地域活性化を図る上でも将来道路網の重要路線に位置付けた。

また、「都市計画マスタープラン」で示されている上暮地域の将来像は、「都市の玄関口としての交通条件の整った、活力あるまち」を実現することであり、「魅力ある都市の玄関口の形成」「まちの活力の向上」「交通環境の向上」が基本目標とされているところである。現在、上暮地域におい

ては、「(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジ」・「県道富士吉田西桂線」・「市道大明見下の水線」の完成を目前に控えており、市北部地域の交通ネットワークの整備も進んでいる状況である。

勝俣米治議員御発言の、構想道路から計画道路への取り組みについては、道路線形、国道139号との交差協議、用地の確保等、様々な大きな課題があるため、今後においても、自治会並びに地元住民の皆様との協議を続け、理解と協力を得る中、様々な方面から調査・研究を進めていく。

## まちづくりにおける市北部地域振興策について

### 1 回目の質問

都市計画マスタープランに上暮地の将来像として、「都市の玄関口としての交通条件の整った、活力あるまち」が示され、3つの基本目標として、「魅力ある都市の玄関口の形成」、「まちの活力の向上」、「交通環境の向上」が設定されている。

ここにある上暮地のまちづくりの将来像は(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジと県道富士吉田西桂線が供用開始され、周

辺道路と構想道路が一体として整備されることを前提とし、具体化されていくものであると私は認識をしている。

現在、富士吉田市のホームページに掲載されている地域特性を活かした平成28年度のみちづくりの目標である6つの項目と、「地域創生総合戦略」の5カ年計画の中においては、上暮地域への観光、産業振興、暮らしの向上における主要な施策の中には、上暮地域を含めた市北部地域一円に該当するような具体的な項目が提示されておらず、物足りなさを感じている。

地元が将来に向け、明るい目標を持ち、地域の活力向上を図ることが出来るような新しい「まちづくり事業」を今後どのように創作していくか、市長にお伺いする。

### 1 回目の市長答弁

上暮地域は、本市の最北部に位置する地域で、北西部の御坂山塊から連なり、ここを源流域とする杓子川、翁沢川、数見川など、豊かな水と緑により良好な里地里山を形成しており、白糸の滝や大藤といった地域の名所に加え、市域北部からの地形を活かした富士山眺望は一見の価値があるものと認識している。

富士吉田市都市計画マスタープランにおける上暮地域の将来像は、「都市の玄関口としての交通条件の整った、活力あるまち」を実現することであり、その実現に向けて、寿駅周辺、一般市街地、農業振興地区、谷あいの既存住宅、北西部の山地ごとに計画的な誘導が必要になると考えている。

また、道路整備についても、交通体系整備の基本方針に沿って進められている(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジをはじめ、国道139号の拡幅整備、県道富士吉田西桂線の進捗を見極めながら、周辺市道等の整備を図ることとしている。

市北部地域のまちづくりについては、これまで(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジ事業進捗に傾注してきたが、今後の具体的な振興施策については、市の地域創生総合戦略の基本目標と基本方向とも整合性を取りながら、都市的土地利用と自然環境との調和に配慮する中で進めていく。

### 2 回目の質問

市長が認識されている通り、上暮地域の土地利用と住環境の特性は、「白糸の滝」、国指定天然記念物の「大藤」などの名所や、一見の価値を有する富士山

ビューポイントである「白糸の富士見台」などの豊富な観光資源や、中山間地域には良好な農業生産環境が整った数見・松久保・米倉地区などの農振地域など、恵まれた自然環境が9割を占めている。

残りの区域には、上暮地白糸地区の市街地と県営及び市営寿団地・数見団地等が存在しているが、利用可能面積が少ないため、市内の他の地域と比べて人口密度と世帯数が最も低く、近年は人口減少がさらに進んできている。

そのような中、地域内は交通アクセスが悪い、朝夕の渋滞が発生するなど、他の地区に比べ利便性が低く、大型商業施設もなく、高齢化も進んでおり、地域住民の暮らしづくりの改善が大きな課題となっている。

今回、北の玄関口として(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジと県道富士吉田西桂線大明見下の水線等の周辺道路、上暮地の構想道路が整備された時点において、先ほどの地域特性と都市計画マスタープランの将来像におけるまちづくりとして、私の1つの提案であるが、「農の駅」の要素を持ち合わせた地域活性化施設を設置してはどうか。

地域住民や本市への来訪

者が求める地域情報の提供、出会いと交流を促進する「サテライトショップ」として、地域資源を有効に活用した農産物や手作り産品などの物品が直売できる「商業活動の場」として、上暮地と北部地域一体の活力の向上を図る有効な拠点として活用することにより、市北部地域振興策となり得るものと思われるが、市長の考えをお伺いする。

### 2 回目の市長答弁

市北部地域の振興策については(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジの供用開始と周辺道路整備計画の進捗により、国道139号の渋滞が緩和し、市北部地域の暮らしが改善するとともに、人や物の流れが大きく変化することが予想される。市北部地域は、勝俣米治議員御発言のとおり、恵まれた自然環境や良好な農業生産環境が整っていることから、本市の北の玄関口として活力あるまちづくりを進めていきたいと考えている。

したがって、市北部地域への施設整備については(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジの供用開始と周辺道路整備計画の進捗による、新たな人や物の流れをしっかりと把握し、地域振興にかかる効果等を勘案する中で検討していく。

議案等の処理結果（9月定例会）（賛成 / 反対 / 欠席 / 賛成討論者 / 反対討論者）

議案番号	案 件	等 付託委員会	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 孝夫	渡辺 利彦	戸田 元	及川 三郎	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	秋山 晃一	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	渡辺 大喜	審議結果	
報告第9号	継続費精算報告書について （平成27年度富士吉田市一般会計予算）	9/7 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
議案第49号	平成27年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	決算 特別						議長																認定
議案第50号	平成27年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について	決算 特別						-																認定
議案第51号	平成27年度富士吉田市水道事業会計決算認定について	決算 特別						-																認定
議案第52号	富士吉田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び富士吉田市長の選挙におけるポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正について	総務 経済						-																可決
議案第53号	住居表示の実施に伴う関係条例の整理について	文教 厚生						-																可決
議案第54号	富士吉田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	文教 厚生						-																可決
議案第55号	平成28年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号)	総務 経済						-																可決
議案第56号	平成28年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	文教 厚生						-																可決
請願第2号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について	文教 厚生						-																採択
報告第10号	健全化判断比率について	9/30 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第11号	資金不足比率について （富士吉田市下水道事業特別会計）	9/30 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第12号	資金不足比率について （富士吉田市立病院事業会計）	9/30 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第13号	資金不足比率について （富士吉田市水道事業会計）	9/30 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
議案第57号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について	9/30 即決						-																可決
選挙第7号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	指名 推薦	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	選挙

委員会に付託された議案等の内容については、「委員会の審査から」をご覧ください。  
報告案件・即決案件の内容については、「報告案件・即決案件の内容」をご覧ください。